（相手国等から犯則事件に関する情報の提供要請があつた場合の通信事務を取り扱う者に対する差押え）

第十条の三の二　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第十条の二の質問、検査又は領置をすることができる場合で、かつ、前条第一項の書面がある場合において、必要があると認めるときは、許可状の交付を受けて、相手国等の犯則事件の犯則嫌疑者から発し、又は相手国等の犯則事件の犯則嫌疑者に対して発した郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものを差し押さえることができる。

2　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定に該当しない郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものについては、相手国等の犯則事件に関係があると認めるに足りる状況があるものに限り、許可状の交付を受けて、これを差し押さえることができる。

3　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前二項の規定による処分をした場合においては、その旨を発信人又は受信人に通知しなければならない。ただし、通知によつて相手国等の犯則事件の調査が妨げられるおそれがある場合は、この限りでない。

（相手国等から犯則事件に関する情報の提供要請があつた場合の鑑定等の嘱託）

第十条の三の三　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第八条の二の規定により必要犯則情報の提供を行うため必要があると認めるときは、学識経験を有する者に領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件についての鑑定を嘱託し、又は通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。

第十条の四の見出しを「（国税通則法の犯則事件の調査に関する規定の準用）」に改め、同条中「又は前条」を「、第十条の三」に、「若しくは差押え」を「、差押え若しくは記録命令付差押え、第十条の三の二の差押え又は前条の鑑定の嘱託」に、「国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）」を「国税通則法第十一章第一節」に改める。

第十一条第四項の表国税徴収法の項中「免かれ」を「免れ」に、「基き、国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）の規定による差押」を「基づき、国税通則法第十一章（犯則事件の調査及び処分）の規定による差押え、記録命令付差押え」に改める。

第十三条第五項中「（人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）」を削る。

（租税特別措置法の一部改正）

第十二条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に、「特定外国法人」を「外国関係法人」に、「第八十四条の六」を「第八十四条の七」に、「第八十六条の五」を「第八十六条の六」に改める。

第二条第二項第九号中「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に改め、同項第十号中「第二条第十二号の六の二」を「第二条第十二号の五の三」に改め、同項第十号の二中「株式交換完全子法人」を「株式交換等完全子法人」に、「第二条第十二号の六の三」を「第二条第十二号の六の二」に改め、同項第十七号の二中「第二条第十二号の十八」を「第二条第十二号の十九」に改める。

第九条の八中「居住者又は恒久的施設を有する非居住者が第三十七条の十四第五項第一号」を「第三十七条の十四第一項」に、「営業所（同号）」を「営業所（同項）」に、「開設した同号に規定する非課税口座に同項第二号に規定する非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後五年を経過する日までの間に」を「第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が」に改め、「当該非課税管理勘定に係る」を削り、「の所得税法」を「（以下この条において「非課税口座内上場株式等」という。）の所得税法」に、「のうち次」を「で次」に改め、同条各号を次のように改める。

一　当該非課税口座に設けられた第三十七条の十四第五項第三号に規定する非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等の次に掲げる配当等で、当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後五年を経過する日までの間に支払を受けるべきもの

イ　第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等の配当等で、内国法人から支払がされる当該配当等の支払に係る第八条の四第一項第一号に規定する基準日においてその内国法人の発行済株式（同号に規定する発行済株式をいう。）又は出資の総数又は総額の百分の三以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する者が当該内国法人から支払を受けるもの以外のもの

ロ　公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が第八条の四第一項第二号に規定する公募により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）の収益の分配

ハ　第八条の四第一項第三号に掲げる特定投資法人の投資口の配当等

二　当該非課税口座に設けられた第三十七条の十四第五項第五号に規定する累積投資勘定に係る非課税口座内上場株式等の次に掲げる配当等で、当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後二十年を経過する日までの間に支払を受けるべきもの

イ　公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権のうち、第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等に該当するものの収益の分配

ロ　前号ロに掲げる収益の分配

第九条の九第一項中「のうち前条各号」を「で前条第一号イからハまで」に改める。

第十条第一項中「の百分の十（試験研究費割合が百分の十未満であるときは、当該試験研究費割合に〇・二を乗じて計算した割合に百分の八を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）とする。）に相当する」を「に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合（その年が事業を開始した日の属する年（相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。）であるとき、又は比較試験研究費の額が零であるときは、百分の八・五）を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一　増減試験研究費割合が百分の五を超える場合　百分の九に、当該増減試験研究費割合から百分の五を控除した割合に〇・三を乗じて計算した割合を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該加算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）

二　増減試験研究費割合が百分の五以下である場合　百分の九から、百分の五から当該増減試験研究費割合を減算した割合に〇・一を乗じて計算した割合を減算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該減算した割合が百分の六未満であるときは百分の六とする。）

第十条第十項中「から第四項まで」を「、第三項、第六項又は第七項」に、「及び」を「並びに」に、「第十条」を「第十条第一項、第三項、第六項及び第七項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第四項に規定する」を「第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする」に、「同項」を「これらの規定」に、「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「から第四項まで」を「、第三項、第六項及び第七項」に、「、修正申告書又は更正請求書に、」を「（これらの規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる試験研究費の額又は特別試験研究費の額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「前項」を「前項第三号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項第一号中「又は」を「若しくは」に、「費用で」を「費用又は対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究として政令で定めるもののために要する費用で、」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　増減試験研究費割合　増減試験研究費の額（第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする年（次号及び第十一項において「適用年」という。）の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額から比較試験研究費の額を減算した金額をいう。）の当該比較試験研究費の額に対する割合をいう。

第十条第六項第三号から第五号までを削り、同項第六号中「第四項の規定の適用を受けようとする年（平成二十一年以後に事業を開始した個人のその開始した日の属する年（相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。）を除く。以下この項及び第九項において「、」というⅰ）及び「。次号において同じ。」を削り、同号を同項第三号とし、同号の次に次の三号を加える。